

C

令和 5 年

第 1 回 市議会定例会

議案の説明資料



## 議 案 件 目

第 15 号議案	浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例の廃止について	5
第 16 号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について	6
第 17 号議案	浜松市母子保健センター条例の廃止について	7
第 18 号議案	あらたに生じた土地の確認について	8
第 19 号議案	字の区域の変更について	10
第 20 号議案	工事請負契約締結について (浜松市立佐鳴台保育園移転新築工事 (建築工事))	12
第 21 号議案	工事請負契約の一部変更について (国道 152 号 (池島-大原) (仮称) 10 号橋上部工工事)	14
第 22 号議案	工事請負契約の一部変更について (浜松市立可美小学校校舎改築第 2 期工事 (建築工事))	16
第 23 号議案	工事請負契約の一部変更について (浜松市立西部中学校校舎改築工事 (建築工事))	18
第 24 号議案	平成 30 年度水産物供給基盤機能保全事業村櫛漁港前田第 1 物揚場 詳細設計業務における瑕疵による損害に関する和解について	20
第 25 号議案	から 第 27 号議案 市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について	22
第 28 号議案	浜松市事務分掌条例の一部改正について	23
第 29 号議案	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正について	25
第 30 号議案	浜松市協働センター条例の一部改正について	32
第 31 号議案	浜松市福祉事務所設置条例の一部改正について	33
第 32 号議案	浜松市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正 について	34
第 33 号議案	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	37
第 50 号議案	浜松市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について	41
第 51 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について	43

第 52 号議案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	46
第 53 号議案	浜松市税条例の一部改正について	47
第 54 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	48
第 55 号議案	浜松子ども館条例の一部改正について	49
第 56 号議案	浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例の 一部改正について	50
第 57 号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について	51
第 58 号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の 一部改正について	53
第 59 号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の 一部改正について	54
第 60 号議案	浜松市博物館条例等の一部改正について	56
第 61 号議案	浜松市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	59
第 62 号議案	浜松市放課後児童健全育成事業手数料徴収条例の制定について	60
第 63 号議案	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	61
第 64 号議案	包括外部監査契約締結について	63

(第 15 号議案の説明資料)

国保年金課

浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例の廃止について

(提案理由)

国民健康保険資格及び負担区分の確認について、オンライン資格確認の普及や遡及して負担区分を適用するよう医療機関と調整するなど運用方法を改めたことに伴い、令和元年以降、貸付申請が皆無であり、今後も利用が見込まれないため、条例を廃止するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行するものです。

(第 16 号議案の説明資料)

国保年金課

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

(提案理由)

マイナンバーカードを活用したハローワーク業務の B P R の推進に伴い、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 1 3 0 号）が公布され、新たに雇用保険受給資格通知の運用が開始されたため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減の対象者等を把握する際に、雇用保険受給資格者証のほかに雇用保険受給資格通知を用いることも可能とするものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

(第 17 号議案の説明資料)

健康増進課

浜松市母子保健センター条例の廃止について

(提案理由)

母性及び乳幼児の健康診査や保健指導などの相談支援機能は、母子保健法第 22 条に基づき各区健康づくり課に設置した子育て世代包括支援センターが担っており、保健所施設内に浜松市母子保健センターを置く必要が薄れてきているため、条例を廃止するものです。

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 18 号議案の説明資料)

文書行政課

あらたに生じた土地の確認について

(提案理由)

昭和 47 年に県道拡張工事に伴う自治会集会所の移転先として、北区細江町気賀の浜名湖岸の当該地を公民館対策委員会が埋立て、造成し、陸地化したが、廃川手続がされていなかった。今回、静岡県が行政財産の用途を廃止するため、あらたに生じた土地を確認するもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、提案するものです。

(あらたに生じた土地)

浜松市北区細江町気賀字寸座 1 1 2 7 7 の 6 の地先  
8 6 2. 8 0 平方メートル

(位置図)

次ページ参照



# 位置図



(第 19 号議案の説明資料)

文書行政課

字の区域の変更について

(提案理由)

昭和 47 年に県道拡張工事に伴う自治会集会所の移転先として、北区細江町気賀の浜名湖岸の当該地を公民館対策委員会が埋立て、造成し、陸地化したが、廃川手続きがされていなかった。今回、静岡県が行政財産の用途を廃止するため、あらたに生じた土地について、字の区域を変更しようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、提案するものです。

(北区細江町気賀字寸座に編入する区域)

浜松市北区細江町気賀字寸座 1 1 2 7 7 の 6 の地先  
8 6 2. 8 0 平方メートル

(位置図)

次ページ参照

# 位置図



(第 20 号議案の説明資料)

幼児教育・保育課

工事請負契約締結について(浜松市立佐鳴台保育園移転新築工事(建築工事))

(提案理由)

佐鳴台保育園の施設の老朽化に伴い、施設利用者及び周辺地域における安全性の向上を図るとともに、適切な教育・保育環境を確保するため、保育園の移転新築工事(建築工事)について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・移転地 浜松市中区佐鳴台三丁目 1 3 1 番 3 号
- ・敷地面積 3,669 m<sup>2</sup>
- ・構造、規模 木造平屋建、延床面積 888.31 m<sup>2</sup>
- ・施設の機能 保育室、多目的ホール、調理室、駐車場等

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 6 年 5 月 3 1 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立佐鳴台 保育園移転新築 工事(建築工事)	移転新築工事に 伴う建築工事一式 ・園舎棟新築工事 ・外構整備工事 ・附属棟新築工事 物置、駐輪場	376,750,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評 価方式)	浜松市中区 紺屋町308番地の4 株式会社杉浦組 代表取締役社長 杉浦 政紀

(位置図)

施設名：浜松市立佐鳴台保育園

①現園舎所在地：浜松市中区佐鳴台三丁目30番1号

②新園舎建設予定地：浜松市中区佐鳴台三丁目131番3号



(イメージ図)



(第 21 号議案の説明資料)

道路企画課

工事請負契約の一部変更について（国道 1 5 2 号（池島－大原）（仮称）  
1 0 号橋上部工工事）

(提案理由)

国道 1 5 2 号（池島－大原）（仮称） 1 0 号橋上部工工事の工事請負契約については、令和 4 年 2 月の市議会定例会において議決（第 5 7 号議案）され、令和 5 年 1 0 月 3 1 日までの期間で工事を進めています。

公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置により、労務単価等を変更するため、変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 工事場所 浜松市天竜区水窪町奥領家 地内
- ・ 工事内容 施工延長 L = 7 3 . 6 m  
鋼上部工 一式

(変更内容)

工事変更請負契約

	契約金額
変更前	498, 520, 000 円
変更後	514, 929, 800 円
変更額	16, 409, 800 円

(変更理由)

公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置により、労務単価等の変更が必要となったことから増額変更するものです。

※公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置

建設業における技術労働者の確保・育成のための適切な賃金水準の確保等を目的とした、国土交通省土地・建設産業局通知に基づく措置。

旧労務単価に基づいて予定価格を積算した建設工事等のうち、契約日が令和 4 年 3 月 1 日以降のものについて、受注者の請求により新労務単価に基づく特別措置を講じる。

(位置図)



(詳細位置図)



工事請負契約の一部変更について（浜松市立可美小学校校舎改築第 2 期工事  
（建築工事））

(提案理由)

浜松市立可美小学校校舎改築第 2 期工事（建築工事）については、令和 3 年 5 月の市議会定例会において議決（第 8 3 号議案）され、令和 5 年 3 月 1 5 日までの期間で工事を進めています。

物価水準及び賃金水準上昇に伴い、浜松市建設工事請負契約約款第 2 6 条第 1 項の規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用したことにより、契約金額に増額変更の必要が生じたため、変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 建設地 浜松市南区若林町 1 7 4 8 番地
- ・ 規模等 北校舎西棟改築工事一式 鉄筋コンクリート造 3 階建 延 2,261.26 m<sup>2</sup>  
北校舎東棟及び南校舎東棟改修工事  
既存北校舎西棟解体工事、外構工事等一式

(変更内容)

工事変更請負契約

	契約金額
変更前	744,700,000 円
変更後	767,465,600 円
変更額	22,765,600 円

(変更理由)

本工事の請負契約後において、物価水準及び賃金水準上昇の影響を受け、請負契約の相手方より令和 4 年 8 月 1 日付けにて全体スライド条項に基づく請負代金の変更の請求を受けました。その請求内容の審査及び全体スライド額を算定した結果、金額が確定したため、増額変更するものです。



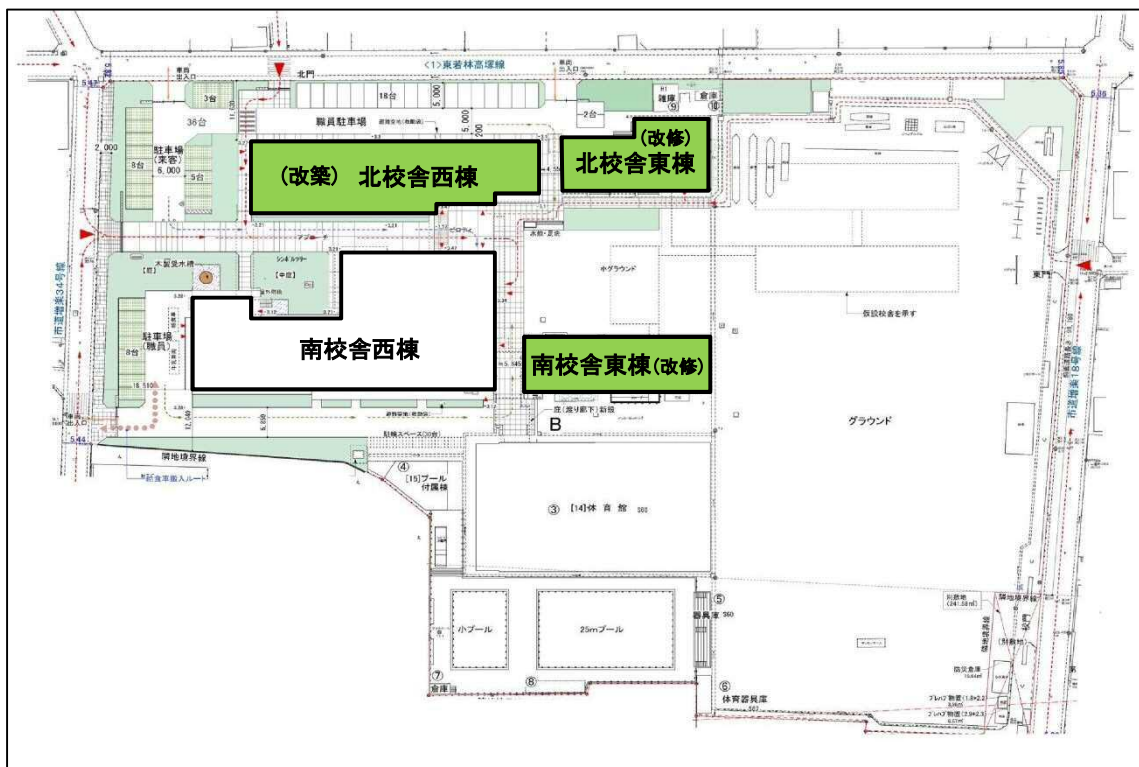
(位置図)

名 称：浜松市立可美小学校

所在地：浜松市南区若林町1748番地



↓ 拡大図



(第 23 号議案の説明資料)

教育施設課

工事請負契約の一部変更について（浜松市立西部中学校校舎改築工事（建築工事））

(提案理由)

浜松市立西部中学校校舎改築工事（建築工事）については、令和 3 年 5 月の市議会議定例会において議決（第 8 4 号議案）され、令和 5 年 6 月 1 6 日までの期間で工事を進めています。

物価水準及び賃金水準上昇に伴い、浜松市建設工事請負契約約款第 2 6 条第 1 項の規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用したことにより、契約金額に増額変更の必要が生じたため、変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 建設地 浜松市中区鴨江二丁目 1 7 番 1 号
- ・ 規模等 校舎棟建築工事一式 鉄筋コンクリート造 3 階建 延 5, 564. 99 m<sup>2</sup>  
既存プール附属棟、既存擁壁、外構等解体工事  
附帯建物整備工事、外構工事等一式

(変更内容)

工事変更請負契約

	契約金額
変更前	1, 419, 000, 000 円
変更後	1, 490, 874, 000 円
変更額	71, 874, 000 円

(変更理由)

本工事の請負契約後において、物価水準及び賃金水準上昇の影響を受け、請負契約の相手方より令和 4 年 7 月 1 日付けにて全体スライド条項に基づく請負代金の変更の請求を受けました。その請求内容の審査及び全体スライド額を算定した結果、金額が確定したため、増額変更するものです。

(位置図)

名称：浜松市立西部中学校

所在地：浜松市中区鴨江二丁目17番1号



↓ 拡大図



平成 30 年度水産物供給基盤機能保全事業村櫛漁港前田第 1 物揚場詳細設計  
業務における瑕疵による損害に関する和解について

(提案理由)

平成 30 年度水産物供給基盤機能保全事業村櫛漁港前田第 1 物揚場詳細設計業務における瑕疵による損害に関して、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、和解について提案するものです。

(経過等)

浜松市（発注者）と国際航業株式会社静岡支店（受注者）との間で平成 30 年 11 月 13 日に締結した平成 30 年度水産物供給基盤機能保全事業村櫛漁港前田第 1 物揚場（本件施設）詳細設計業務委託契約（本件契約）に基づく業務（本業務）について、令和 2 年 11 月 20 日、測量成果の瑕疵（本件瑕疵）が判明したことから、工事を一時中断しました。

令和 3 年 2 月 12 日には受注者から顛末書が提出され、受注者が本件瑕疵を認めました。

これにより、本件瑕疵のあった成果品（本件報告書）に基づいて既に施工された工事の補修工事等を含む、発注者に生じた損害の全てについて受注者が賠償することを前提に工事を再開しました。

あわせて、発注者と受注者は、本件瑕疵により生じた損害について発注者が請求したときは受注者がこれを負担することに合意し、確定した損害について今年度に支払うこと及び本件施設の工事完了後に残額を支払うことに合意したことから、工事の終了を待たずに本件を和解することについて提案するものです。

(和解条項)

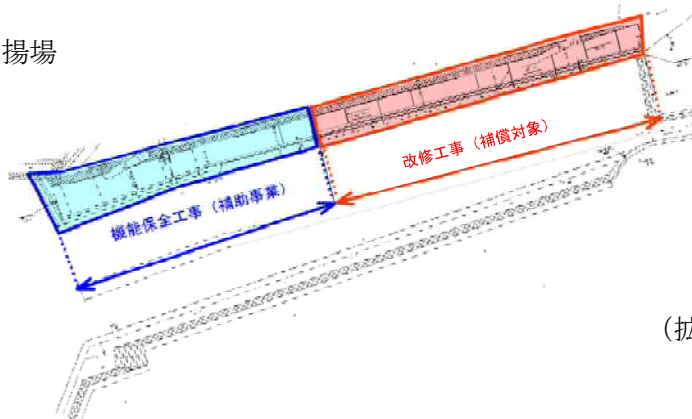
- 1 受注者（国際航業株式会社静岡支店）は、発注者（浜松市）に対し、本業務において、本件瑕疵があったことを認める。
- 2 受注者と発注者とは、本件瑕疵により発注者に生じた損害（本件損害）について、本件契約約款第 40 条第 1 項に基づき発注者が受注者に請求したときは、受注者がこれを負担することに合意した。
- 3 本件損害の額は、本件瑕疵がなければ行うことができたであろう工事を前提とした費用（ただし、国庫補助金により補填されたであろう見込みの費用を除く。）と、本件瑕疵があることにより実際に行うこととなる工事に要する費用（ただし、国庫補助金により補填された費用を除く。）の差額とする。

- 4 受注者は、本件損害のうち、和解の成立の日までに支払い義務の確定した額（金 30,860,700円）を、発注者が発行する納入通知書により、当該納入通知書に記載した期限までに支払う。以後、本件報告書に基づき施工された工事の補修工事等が完了した後に確定した損害についても、同様とする。
- 5 発注者と受注者は、発注者と受注者との間には、本件損害に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを確認する。

(和解の相手方)

静岡県静岡市葵区栄町4番10号 朝日生命静岡栄町ビル  
 国際航業株式会社 静岡支店 支店長 加賀 徳彦

●村櫛漁港前田第1物揚場



(拡大図)

(位置図)



(第 25 号議案、第 26 号議案、第 27 号議案の説明資料)

道路保全課

市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条（市町村道の意義及びその路線の認定）及び同法第 10 条（路線の廃止または変更）の規定に基づき、市道の認定・廃止・変更を行うため提案するものであります。

(提案内容)

市道路線の認定・廃止・変更 (延長単位：m)

	路線数	実延長
認定	7	576.74
廃止	△2	△729.43
変更	(5)	△1,023.30
計	5	△1,175.99

△印はマイナス分、()内は路線数の増減に反映しない路線

令和 4 年度全市域市道道路状況 (延長単位：m)

	路線数	実延長
令和 4 年 9 月 15 日	23,730	7,572,778.28
認定・廃止・変更後	23,735	7,571,602.29

区別路線数及び実延長 (延長単位：m)

	令和 4 年 9 月 15 日		認定・廃止・変更後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
中 区	3,631	888,626.33	3,633	888,560.22
東 区	2,954	817,996.79	2,956	818,092.41
西 区	4,442	1,239,912.66	4,443	1,240,023.69
南 区	2,584	772,990.51	2,584	772,990.51
北 区	4,521	1,749,506.98	4,521	1,749,785.57
浜北区	3,269	857,341.92	3,269	855,746.80
天竜区	2,476	1,246,403.09	2,476	1,246,403.09

(第 28 号議案の説明資料)

人事課

浜松市事務分掌条例の一部改正について

(提案理由)

現在時限的に企画調整部が分掌している区制度に関する事項を、行政区再編に伴い、市民部に分掌させるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

当分の間、区制度に関する事項は、企画調整部が分掌する、と規定している附則第 2 項を削るものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものです。





浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

区再編に伴い、市の区域を 3 つに分けて区を設置するほか、区役所が分掌する事務を見直すものです。併せて、住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 区の設定

(1) 区の設定、名称及び区域 (第 2 条、別表第 1)

市の区域を 3 つに分けて区を設け、区の名称及び区域を次のとおりとするものです。

区の名称	区 域
中央区	改正前の中区、東区、西区、南区、北区 (三方原地区※)
浜名区	改正前の北区 (三方原地区※以外)、浜北区
天竜区	改正前の天竜区

※初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

(2) 事務所の名称及び位置 (第 3 条、別表第 2)

区の事務所の名称、位置及び所管区域を次のとおりとするものです。

名 称	位 置	所管区域
中央区役所	浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2	中央区の区域
浜名区役所	浜松市浜名区貴布祢 3 0 0 0 番地	浜名区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣 4 8 1 番地	天竜区の区域

2 区役所の分掌事務 (第 3 条の 2)

区役所の分掌する事務を次のとおりとするものです。

ア まちづくりに関する事項

イ 区民に身近な行政サービスに関する事項

3 区協議会

(1) 区協議会の名称及び定数 (第 5 条、別表第 3)

区ごとに設置する区協議会の名称及び定数は次のとおりとするものです。

区	名 称	定 数
中央区	中央区協議会	80人以内
浜名区	浜名区協議会	40人以内
天竜区	天竜区協議会	20人以内

(2) 代表会及び地域分科会の設置（第5条の2）

中央区協議会及び浜名区協議会には、代表会及び地域分科会を置くものです。

(3) 委員の選任（第6条）

区協議会委員は、当該区域内に住所を有する者のうちから市長が選任するものです。

なお、中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は、当該地域分科会の定数の範囲内で、当該地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから、市長が選任するものです。

(4) 任期（第7条）

区協議会委員は、1回に限り再任することができることとするものです。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りではないものとするものです。

(5) 天竜区協議会の会議（第13条）

天竜区協議会の会議は、地域分科会の会議を準用するものです。

#### 4 代表会

(1) 名称、定数、地域分科会からの選出数（第16条、第17条、別表第4）

中央区協議会、浜名区協議会には代表会を設置し、名称、定数及び地域分科会からの選出数は次のとおりとするものです。

区協議会	名 称	定 数	地域分科会からの選出数
中央区協議会	中央区代表会	8人以内	各2人以内
浜名区協議会	浜名区代表会	8人以内	各4人以内

(2) 委員（第17条）

地域分科会の委員の互選により選任するものです。

(3) 会長及び副会長（第18条、第19条）

会長及び副会長を1人置き、代表会の委員の互選により選任するものです。

(4) 権限等（第5条の2、第20条）

ア 地域づくりに関する事項について審議するとともに、区協議会の運営に関する事項について調整するものです。

イ 代表会が必要があると認める事項について、地域分科会に付託し、審議させることとするものです。

ウ 代表会に対し、地域分科会から意見の提出があったときは、その意見を取りまとめ、市長その他の市の機関に提出するものです。

エ 地域分科会からの意見に対する市の回答について、その内容を関係する地域分科会に報告するものです。

## 5 地域分科会

### (1) 名称、所掌区域、定数（第22条、別表第5）

中央区協議会、浜名区協議会には地域分科会を設置し、名称、所掌区域及び定数は次のとおりとするものです。

区協議会	名称	所掌区域	定数
中央区協議会	中地域分科会	改正前の中区及び三方原地区※	20人以内
	東地域分科会	改正前の東区	20人以内
	西地域分科会	改正前の西区	20人以内
	南地域分科会	改正前の南区	20人以内
浜名区協議会	北地域分科会	改正前の北区（三方原地区※以外）	20人以内
	浜北地域分科会	改正前の浜北区	20人以内

※初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

### (2) 委員（第23条）

区協議会の委員は、選任された所掌区域に係る地域分科会委員とするものです。

### (3) 会長及び副会長（第24条、第25条）

会長及び副会長を1人置き、地域分科会の委員の互選により選任するものです。

### (4) 権限等（第5条の2、第26条）

ア 地域づくりに関する事項について審議するとともに、代表会から付託された事項について審議し、代表会に意見を提出することができることとするものです。

イ 地区コミュニティ協議会から提出された提案若しくは要望又は意見並びに地域分科会で提案された地域づくりに関することについて、必要があると認めるときは、市長その他の市の機関に対し、提案及び要望をし、並びに意見を述べるができることとするものです。

ウ 地区コミュニティ協議会から提出された提案若しくは要望又は意見に対する市長その他の市の機関からの回答について、地区コミュニティ協議会に報告するものです。

## 6 地区コミュニティ協議会

### (1) 認定（第29条第1項）

市長は、地域住民による地域振興及び地域課題の解決を目的として組織された団体を地区コミュニティ協議会として認定することができることとするものです。

### (2) 地域課題等に関する要望等（第29条第2項）

地区コミュニティ協議会は、地域分科会（天竜区は天竜区協議会）に対し、地域振興等に関する提案及び要望をし、並びに意見を述べるができることとするものです。

(3) 予算上の措置等（第29条第3項）

市は、地区コミュニティ協議会の運営について、必要と認める予算上の措置及び必要な支援を講じるものです。

(4) 地区コミュニティ協議会との調整及び事務（第29条第4項）

市と地区コミュニティ協議会との調整その他必要な事務は、区役所及びその出先機関において行うこととするものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行するものです。

2 経過措置

(1) 選任、任期に係る経過措置（附則第3項から第6項まで）

ア 施行日前に改正前の欄の区協議会の委員の職にあった者は、施行日に、改正後の地域分科会の欄に掲げる地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから、改正後の区協議会の欄に掲げる区協議会の委員に選任されたものとみなすものです。

改正前	改正後	
	地域分科会	区協議会
中区協議会	中地域分科会	中央区協議会
東区協議会	東地域分科会	
西区協議会	西地域分科会	
南区協議会	南地域分科会	
北区協議会	北地域分科会	浜名区協議会
浜北区協議会	浜北地域分科会	

イ 施行日前に北区協議会の区協議会の委員の職にあった者のうち、改正後の中地域分科会の所掌区域内に住所を有する者は、施行日に、改正後の中地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから、中央区協議会の区協議会の委員に選任されたものとみなすものです。

ウ 施行日前に天竜区協議会の区協議会の委員の職にあった者は、施行日に天竜区協議会の区協議会の委員に選任されたものとみなすものです。

エ アからウまでにより選任されたものとみなされた区協議会の委員の任期は、令和8年3月31日までとするものです。

(2) 定員に係る経過措置（附則第2項、第7項）

ア 令和8年3月31日までの間、現在の区協議会の委員の定数を踏まえ、改正後の区協議会委員を次のとおりとするものです。

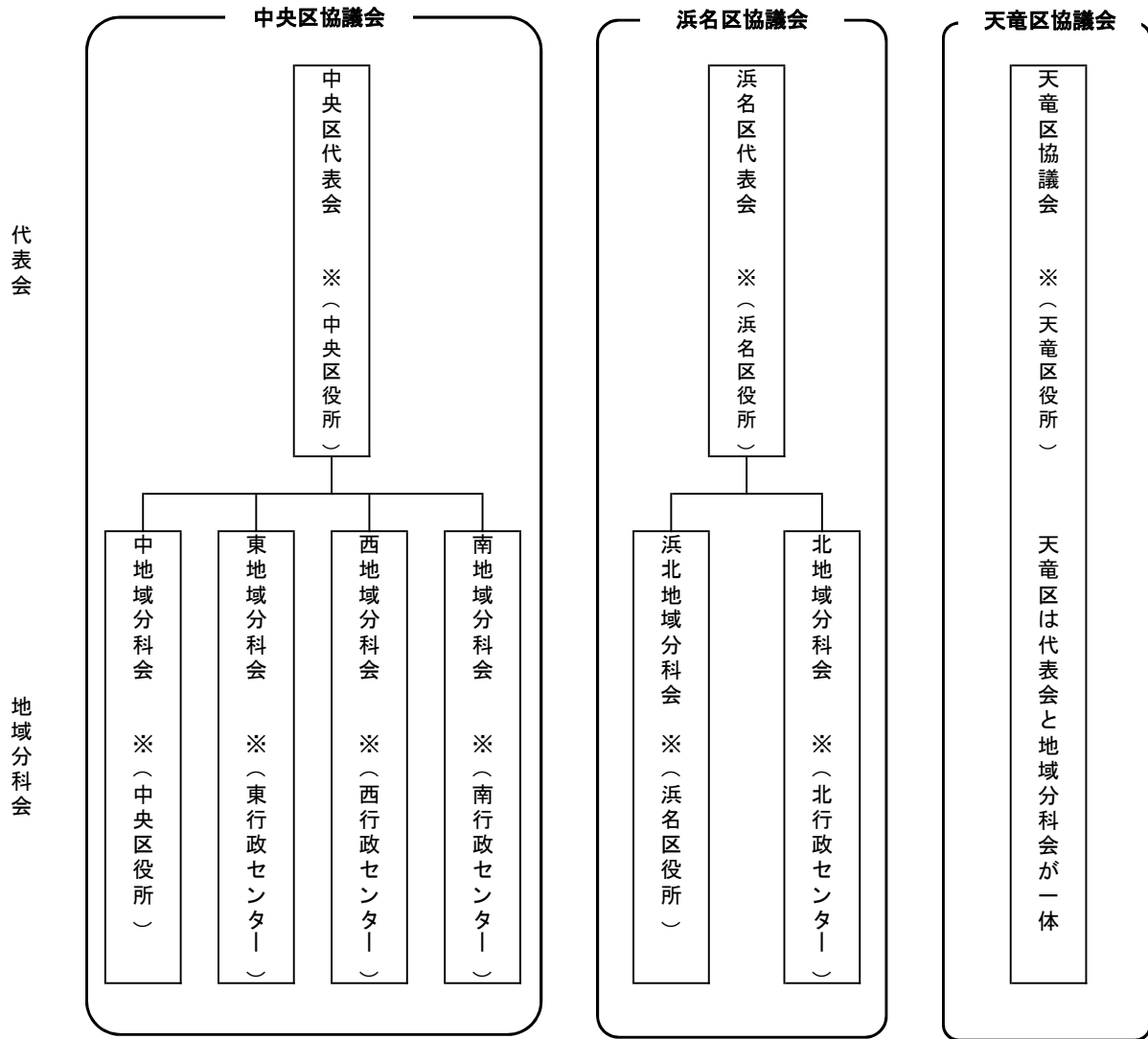
中央区協議会	85人に令和6年1月1日以後に三方原地区に住所を有する者を加えた人数以内
浜名区協議会	45人から令和6年1月1日以後に三方原地区に住所を有する者を差し引いた人数以内
天竜区協議会	25人以内

イ 令和8年3月31日までの間、現在の区協議会の委員の定数を踏まえ、改正後の地域分科会の委員を次のとおりとするものです。

中地域分科会	20人に令和6年1月1日以後に三方原地区に住所を有する者を加えた人数以内
東地域分科会	20人以内
西地域分科会	25人以内
南地域分科会	20人以内
北地域分科会	25人から令和6年1月1日以後に三方原地区に住所を有する者を差し引いた人数以内
浜北地域分科会	20人以内



## 区協議会の体制



※( )内は事務局

現行区	中 北	東	西	南	浜北	北	天竜区
地区	中央 西 城北 北 アクト 駅南 県居 佐鳴台 富塚 萩丘 曳馬 江東 江西 三方原	積志 長上 笠井 中ノ町 和田 蒲	入野 篠原 庄内 和地 伊佐見 神久呂 雄踏 舞阪	白脇 新津 飯田 芳川 河輪 五島 可美	浜名 北浜 中瀬 赤佐 鹿玉	都田 新都田 細江 引佐 三ヶ日	天竜 春野 佐久間 水窪 龍山

浜松市協働センター条例の一部改正について

(提案理由)

区再編に伴い、行政センターを新たに設置するほか、第 1 種協働センター等の施設名を改称するため、浜松市協働センター条例の一部を改正するものです。併せて、ふれあいセンターを浜松市協働センター条例に位置付けるため、浜松市ふれあいセンター条例を廃止するものです。

(改正内容)

1 条例の改称(題名)

「浜松市協働センター条例」を「浜松市行政センター、支所、協働センター及びふれあいセンター条例」に改称するものです。

2 行政センターの設置(第 2 条)

行政センター(東、西、南、北の 4 箇所)を新たに設置するものです。

3 施設名の改称(第 2 条)

協働センターのうち、第 1 種協働センター(舞阪、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の 7 箇所)を支所に改称し、二俣協働センターを二俣ふれあいセンターに改称するものです。

4 その他(第 2 条)

市内のふれあいセンターを本条例に位置付けるものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものです。

2 ふれあいセンターをこの条例に位置付けることにより、浜松市ふれあいセンター条例(平成 24 年浜松市条例第 75 号)を廃止するものです。

3 支所及びふれあいセンターの施設の利用に関して、旧協働センター条例及び旧ふれあいセンター条例の規定によりされた処分、手続等は、改正後のこの条例の相当規定によりされたものとみなすものです。



浜松市福祉事務所設置条例の一部改正について

(提案理由)

区再編に伴い、7区にある福祉事務所を3か所に再編するとともに、名称を福祉事業所とするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

事務所の名称、位置及び所管区域（第1条）

福祉事務所の名称、位置及び所管区域を次のとおりとするものです。

名 称	位 置	所管区域
中央福祉事業所	浜松市中央区元城町103番地の2	中央区の区域
浜名福祉事業所	浜松市浜名区貴布祢3000番地	浜名区の区域
天竜福祉事業所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

(施行期日等)

この条例は、令和6年1月1日から施行するものです。

浜松市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

区再編に伴い、消防本部及び消防署の位置の表記を改めるほか、管轄区域の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 消防本部及び消防署の位置 (第 3 条、第 4 条)

消防本部及び消防署の位置の表記を改めるものです。

2 消防署の管轄区域 (第 4 条)

消防署の管轄区域の表記を改めるとともに、管轄区域の一部について見直しを行い、初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町及び根洗町を北消防署から中消防署の管轄とするものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものです。

## 1. 区再編に伴う変更点

現在、消防署は各区に1署設置されており、1つの区を管轄している。区の再編によって現在北消防署曳馬野出張所が管轄している町の一部が中央区と浜名区に分散されることとなる。これに伴い下表のとおり一部管轄を変更するが、出動は直近方式であるため災害対応に影響はない。

再編前			再編後		
消防署	所署	管轄町名	消防署	所署	管轄町名
北消防署	本署	細江町気賀、細江町広岡、細江町小野、細江町中川、細江町三和	北消防署	本署	細江町気賀、細江町広岡、細江町小野、細江町中川、細江町三和、 都田町、滝沢町、鷺沢町、 新都田一～五丁目
	曳馬野出張所	都田町、滝沢町、鷺沢町、新都田一～五丁目、 初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町	中消防署	曳馬野出張所	初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

## 2. 消防署所一覧

再編前			再編後		
区	消防署	署所	区	消防署	署所
中区	中消防署	本署	中央区	中消防署	本署
		鴨江 出張所			鴨江 出張所
		相生 出張所			相生 出張所
		高台 出張所			高台 出張所
		富塚 出張所			富塚 出張所
	曳馬野 出張所				
東区	東消防署	本署		東消防署	本署
		上石田 出張所			上石田 出張所
		有玉 出張所			有玉 出張所
西区	西消防署	本署		西消防署	本署
		庄内 出張所	庄内 出張所		
		湖東 出張所	湖東 出張所		
		大平台 出張所	大平台 出張所		
南区	南消防署	本署	南消防署	本署	
		芳川 出張所		芳川 出張所	
		白脇 出張所		白脇 出張所	
北区	北消防署	本署	浜名区	北消防署	本署
		曳馬野 出張所			三ヶ日 出張所
		三ヶ日 出張所			引佐 出張所
		引佐 出張所			
浜北区	浜北消防署	本署	浜北消防署	本署	
		赤佐 出張所		赤佐 出張所	
天竜区	天竜消防署	本署	天竜区	天竜消防署	本署
		春野 出張所			春野 出張所
		佐久間 出張所			佐久間 出張所
		水窪 出張所			水窪 出張所



浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(提案理由)

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正に伴い、関係する条例中の所在地等の区名の表記を改めるため、関係条例の一部を改正するものです。

(制定内容)

区の再編に伴い公の施設の所在地等の区名の表記を改めるため、関係する条例を一括で改正するものです。

1 改正条例

浜松市の事務所の位置に関する条例ほか 103 条例 (次頁参照)

2 関連する課 (次頁参照)

人事課ほか 45 課

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものです。

該当条例一覧表

104件

条	条例名	所管課等
1	浜松市の事務所の位置に関する条例	人事課
2	浜松市防災学習センター条例	危機管理課
3	浜松市地域情報センター条例	情報システム課
4	浜松市市民協働センター条例	市民協働・地域政策課
5	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター条例	UD・男女共同参画課
6	アクトシティ浜松条例	創造都市・文化振興課
7	浜松市楽器博物館条例	
8	浜松市茶室条例	
9	浜松文芸館条例	
10	浜松復興記念館条例	
11	浜松市旧浜松銀行協会条例	
12	浜松市鴨江アートセンター条例	
13	浜松科学館条例	
14	浜松市学習等供用施設条例	
15	浜松市市民音楽ホール条例	
16	浜松市文化コミュニティセンター条例	
17	浜松市雄踏文化センター条例	
18	浜松市みをつくし文化センター条例	
19	浜松市細江農業就業改善センター条例	
20	浜松市引佐多目的研修センター条例	
21	浜松市三ヶ日文化ホール条例	
22	浜松市なゆた・浜北条例	
23	浜松市浜北文化センター条例	
24	浜松市総合体育館条例	スポーツ振興課
25	浜松市水泳場条例	
26	浜松市運動広場条例	
27	浜松市武道場条例	
28	浜松アリーナ条例	
29	浜松市新橋体育センター条例	
30	浜松市B&G海洋センター条例	
31	浜松市舞阪表浜東駐車場条例	文化財課
32	浜松市立賀茂真淵記念館条例	
33	重要文化財中村家住宅条例	次世代育成課
34	浜松市舞坂宿脇本陣条例	
35	浜松市立青少年の家条例	農地整備課
36	浜松市奥浜名湖田園空間博物館総合案内所条例	企画課
37	浜松市区の再編に関する住民投票条例	市民協働・地域政策課
38	浜松市中山間地域における財産の貸付けの特例に関する条例	
39	浜松市障害者更生相談所設置条例	障害者更生相談所
40	浜松市児童相談所設置条例	児童相談所
41	浜松市福祉交流センター条例	福祉総務課
42	浜松市福祉館条例	
43	浜松市三ヶ日総合福祉センター条例	
44	浜松市浜北社会福祉会館条例	
45	浜松市根洗学園条例	
46	浜松市発達医療総合福祉センター条例	障害保健福祉課
47	浜松市浜北障害者生活介護施設光の園条例	
48	浜松市ふれあい交流センター条例	高齢者福祉課
49	浜松こども館条例	次世代育成課
50	浜松市児童館条例	子育て支援課
51	浜松市子育て情報センター条例	
52	浜松市立保育所条例	幼児教育・保育課
53	浜松市勤労会館条例	産業振興課
54	浜松市立勤労青少年ホーム条例	
55	浜松市浜北地域活動・研修センター条例	
56	浜松市保健所条例	保健総務課
57	浜松市精神保健福祉センター条例	精神保健福祉センター
58	浜松市保健福祉センター条例	健康増進課
59	浜松市口腔保健医療センター条例	
60	浜松市病院事業の設置等に関する条例	病院管理課
61	浜松市夜間救急室条例	健康医療課
62	浜松市引佐診療所条例	
63	浜松市立看護専門学校条例	

条	条例名	所管課等
64	浜松市墓園・墓地条例	市民生活課
65	浜松市納骨堂条例	
66	浜松市斎場条例	
67	浜松市総合産業展示館条例	産業振興課
68	浜松市ギャラリーモール条例	
69	浜松市新川モール条例	
70	浜松市舞阪サテライトオフィス条例	スタートアップ推進課
71	浜松市観光バス公共駐車場条例	観光・シティプロモーション課
72	浜松市弁天島海浜公園・渚園条例	
73	浜松市舞阪駐車場条例	
74	浜松市弁天島海浜公園・渚園条例及び浜松市舞阪駐車場条例の一部を改正する条例	
75	浜松まつり会館条例	
76	浜松市国民宿舎奥浜名湖条例	
77	浜松市気賀関所条例	
78	浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例	
79	浜松市フルーツパーク条例	農業水産課
80	浜松市農村環境改善センター条例	農地整備課
81	浜松市農村公園条例	上下水道総務課
82	浜松市農業集落排水処理施設条例	
83	浜松市舞阪水産物荷さばき所条例	農業水産課
84	浜松市中央卸売市場業務条例	中央卸売市場
85	浜松市地方卸売市場業務条例	食肉地方卸売市場
86	浜松市と畜場条例	
87	浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業施行条例	市街地整備課
88	浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理事業施行条例	
89	浜松市公園条例	公園課
90	浜松市市民農園条例	緑政課
91	浜松市中瀬南部緑地会館条例	公園課
92	浜松市駐車場条例	交通政策課
93	浜松市自転車等駐車場条例	道路保全課
94	浜松市営住宅条例	住宅課
95	浜松市水防団条例	河川課
96	浜松市教育センター条例	教育センター
97	浜松市立幼稚園条例	幼児教育・保育課
98	浜松市立小学校及び中学校条例	教育総務課
99	浜松市立学校給食センター条例	健康安全課
100	浜松市立高等学校条例	市立高等学校
101	浜松市かわな野外活動センター条例	指導課
102	浜松市立図書館条例	中央図書館
103	浜松市博物館条例	文化財課
104	浜松市美術館条例	美術館





浜松市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市予防接種健康被害調査委員会について、新型コロナワクチン接種による被害救済申請の増加に伴い、常設の必要性が生じたため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

臨時開催していた委員会を常設とし、任期を定めるものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正後の第 3 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱される委員の任期について適用するものです。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第 3 条第 1 項の規定により委嘱されている委員がある場合における当該委員に対する改正後の第 3 条第 2 項の規定の適用については、なお従前の例によるものです。
- 4 施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、同日までとするものです。



(第 51 号議案の説明資料)

人事課

浜松市職員定数条例の一部改正について

(提案理由)

業務の見直し等に伴い、令和 5 年度における一般職の職員定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 3 条の定数を 9, 1 6 8 人 (旧県費負担教職員移譲分 4, 0 5 4 人を含む) に改めるものです。

部 局	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
議会事務局	2 1 人	2 1 人	—
市長事務部局	3, 2 7 9	3, 2 6 9	+ 1 0
上下水道部	2 4 7	2 4 7	—
選管事務局	5	5	—
監査事務局	1 3	1 3	—
教育委員会	事務部局の職員及び 学校以外の教育機関 の職員 1 7 6	事務部局の職員及び 学校以外の教育機関 の職員 1 7 3	△ 1 5
	学校の職員 4, 5 0 4	学校の職員 4, 5 2 2	
	( 6 2 6 )	( 6 4 3 )	
消 防	8 9 0	8 8 9	+ 1
農業委員会事務局	2 3	2 3	—
人事委員会事務局	1 0	1 0	—
計	9, 1 6 8 ( 5, 1 1 4 )	9, 1 7 2 ( 5, 1 2 0 )	△ 4 (△ 6)

※一般職の職員…臨時又は非常勤の職員(臨時的に任用された職員のうち別に定めるものを除く。)を除く。

※括弧は旧県費負担教職員移譲分を除いた定数及び増減

(施行期日)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

<増減内訳>

1 新たな行政需要・臨時的業務への対応による増 +29

- ① 新たな総合戦略策定業務の強化【企画課】 + 1
- ② 民間企業への職員派遣【企画課】 + 1
- ③ デジタル利活用推進業務の強化【デジタル・スマートシティ推進課】 + 1
- ④ 予算編成事務の強化【財政課】 + 1
- ⑤ 他団体への職員派遣【財政課】 + 1
- ⑥ 公共建築物長寿命化業務等の強化【公共建築課】 + 1
- ⑦ スポーツコミッション推進業務の強化【スポーツ振興課】 + 1
- ⑧ 臨時的業務の対応による調整【福祉総務課】 + 2
- ⑨ 児童福祉相談業務の強化【児童相談所】 + 1
- ⑩ 経済産業省への職員派遣【産業振興課】 + 1（措置済）
- ⑪ 盛土規制法関連業務の強化【土地政策課】 + 3
- ⑫ 土地区画整理事業の強化【市街地整備課】 + 1
- ⑬ 市営住宅総合整備業務の強化【住宅課】 + 1
- ⑭ 臨時的業務の対応による調整【道路企画課】 + 3
- ⑮ 地球温暖化対策実行計画推進業務の強化【カーボンニュートラル推進事業本部】 + 1
- ⑯ ウェルネスプロジェクト事業展開業務の強化【ウェルネス推進事業本部】 + 1
- ⑰ 消防ヘリ操縦士養成体制の強化【警防課】 + 1
- ⑱ 総務省への職員派遣【上下水道総務課】 + 1
- ⑲ 水道管路維持管理業務の強化【水道工事課】 + 1
- ⑳ いじめ問題第三者委員会関係業務の強化【教育総務課】 + 1
- ㉑ いじめ調査委員関係業務の強化【教育総務課】 + 1
- ㉒ 生徒指導業務の強化【指導課】 + 1
- ㉓ 小学校高学年の教科担任制推進等に伴う増【小中学校】 + 2

2 事務事業の見直し・事務事業の終了による減 △9

- ① 指定都市市長会への職員派遣終了【企画課】 △ 1
- ② 民間団体への職員派遣終了【企画課】 △ 1
- ③ 総務省自治税務局への職員派遣終了【市民税課】 △ 1
- ④ 市立幼稚園幼児教育業務の見直し【幼稚園】 △ 6（△ 2 措置済）

### 3 アウトソーシングの活用による減 △16

- ① 庄内協働センター管理業務の委託化【西区まちづくり推進課】△1
- ② 浄水場運転管理業務の委託化【浄水課】△1（措置済）
- ③ 水道施設管理業務の委託化【北部上下水道課】△1（措置済）
- ④ 学校用務業務の委託化【小中学校】△4（△1措置済）
- ⑤ 学校給食業務の委託化【小中学校】△9（△5措置済）

### 4 会計年度任用職員及び再任用職員の活用による減 △9

- ① 介護福祉業務の会計年度任用職員化【佐久間病院】△1
- ② 廃棄物収集業務の再任用化【南清掃事業所】△2
- ③ 廃棄物収集業務の再任用化【浜北環境事業所】△3
- ④ 廃棄物収集業務の再任用化【天竜環境事業所】△2
- ⑤ 学校用務業務の再任用化【小中学校】△1

### 5 組織改正に伴う増減 +1

- ① ICT関連企画・調整業務の移管【デジタル・スマートシティ推進課】+3（措置済）
- ② 業務改革・業務改善推進業務等の移管【デジタル・スマートシティ推進課】+3（措置済）
- ③ ICT関連企画・調整業務の移管【情報システム課】△3（措置済）
- ④ 業務改革・業務改善推進業務等の移管【政策法務課】△3（措置済）
- ⑤ スポーツコミッション推進担当課長の廃止【スポーツ振興課】△1
- ⑥ ウェルネスプロジェクト事業の移管【健康増進課】△4
- ⑦ 動物愛護教育業務の移管【動物園】△5
- ⑧ 動物愛護教育センターの第1種事業所化に伴う増【動物愛護教育センター】+6
- ⑨ ウェルネス推進事業本部の新設に伴う増【ウェルネス推進事業本部】+5
- ⑩ 就学支援業務の移管【教育総務課】△9
- ⑪ 教育総合支援業務の移管【指導課】△11
- ⑫ 教育支援課の新設に伴う増【教育支援課】+20

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(提案理由)

回転翼航空機に搭乗した操縦士等に支給する消防勤務手当を新設するほか、衛生工場に関する環境衛生手当について所要の整備をするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 消防勤務手当の新設（第 2 条関係）

(1) 支給対象者及び支給要件

消防職員が、航行する回転翼航空機に搭乗して業務を行った場合に支給するものです。

(2) 支給額

業務 1 時間につき 1, 200 円（危険又は困難を伴う業務に従事した時間がある場合は、100 分の 30 に相当する額を加算した額）

2 環境衛生手当に関する所要の整備（第 1 条関係）

支給対象の職員について改正するものです。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

2 第 1 条の規定による改正後の浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に従事する作業に係る特殊勤務手当について適用するものです。

浜松市税条例の一部改正について

(提案理由)

商品であって使用しない中古商品軽自動車等について、税負担の公平性の観点などから、軽自動車税種別割の課税免除を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

商品であって使用しない中古商品軽自動車等のうち、市長の定めるものについて、軽自動車税種別割を課さないこととするものです。

(適用)

令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用するものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 令和 5 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものです。

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年 1 月 29 日経済産業省・国土交通省令第 1 号）の一部改正に伴い、新たに追加された建築物のエネルギー消費性能の簡易な評価方法に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

別表土木・建築の区分中、建築物エネルギー消費性能基準を評価する各種認定申請手数料において、簡易な評価方法（誘導仕様基準）を追加するものです。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。
- 2 改正後の別表土木・建築の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例によるものです。



(第 55 号議案の説明資料)

次世代育成課

浜松子ども館条例の一部改正について

(提案理由)

市役所本館 2 階の子ども家庭部事務室をザザシティ浜松中央館 5 階の浜松子ども館分室部分に移転することに伴い、浜松子ども館分室を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松子ども館分室に係る規定を削除するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例の一部改正について

(提案理由)

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）のうち、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）における開発許可制度の見直しに係る改正部分が、令和 4 年 4 月 1 日から施行され、条例に基づき指定する区域に含まないこととする土地の基準に災害危険区域等の災害リスクが高い区域が追加されたことに伴い、改正法との整合を図るため、条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

条例に基づき指定する区域に含まないこととする区域として、以下の災害リスクが高い区域を追加するものです。

- 1 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 3 9 条第 1 項の災害危険区域
- 2 地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域
- 3 急傾斜地崩壊危険区域
- 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域
- 5 特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 5 6 条第 1 項の浸水被害防止区域
- 6 水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 1 5 条第 1 項第 4 号の浸水想定区域のうち、最大規模の降雨により 3 m 以上の浸水が想定される区域

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行するものです。
- 2 施行日前に許可申請されたものは、なお、従前の例によるものです。
- 3 令和 6 年 4 月 1 日前に農業振興地域整備計画の変更案が公告され、その後に当該変更により農用地区域から除外された区域に係る開発行為等の許可で市長が認めるものについては、なお従前の例によるものです。

浜松市営住宅条例の一部改正について

(提案理由)

市営住宅の入居者の資格のうち、同居親族を不要とする要件に犯罪被害者等に関する規定を追加するとともに、配偶者からの暴力を受けた者（以下、「DV被害者」という。）について新たに要件を追加し、入居の円滑化を図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 犯罪被害者等に対する入居の円滑化

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったと市長が認めるものについて、一部の住宅に限っていた単身での入居が可能な住宅を拡大するものです。

2 DV被害者に対する支援対象の拡充

DV被害者のうち単身での入居を可能とする者として、児童福祉法による保護終了から5年が経過しない者を追加し、また、DV被害者対応機関などにより被害が確認された者についても同様に単身での入居を可能とするために規定を整備するものです。

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。



(第 58 号議案の説明資料)

上下水道総務課

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

給水区域の変更（令和 5 年 4 月）に伴い、給水人口及び給水量を変更するため条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 3 条第 2 項第 1 号イ中「77 万 4, 000 人」を「78 万 1, 000 人」に改め、ウ中「27 万 5, 000 立方メートル」を「30 万立方メートル」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

(提案理由)

農業集落排水事業が地方公営企業法を適用することに伴い、下水道事業に経営統合するため、所要の整備を行うほか、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 下水道事業の規模を改めるものです。(第 1 条)
  - ・浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
- 2 農業集落排水事業に関する規定を削除するものです。(第 2 条)
  - ・浜松市特別会計条例
- 3 地方公営企業法の適用により、排水施設及び事業等を定める者を市長から水道事業及び下水道事業管理者に改めるものです。(第 3 条及び第 4 条)
  - ・浜松市農業集落排水処理施設条例
  - ・浜松市農業集落排水事業分担金徴収条例

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 3 条の規定による改正前の浜松市農業集落排水処理施設条例（以下「旧施設条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為は、同条の規定による改正後の浜松市農業集落排水処理施設条例（以下「新施設条例」という。）の相当規定により水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がした処分その他の行為とみなすものです。
- 3 この条例の施行の際現に旧施設条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新施設条例の相当規定により管理者に対してされた申請その他の行為とみなすものです。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものです。
- 5 施行日前に第 4 条の規定による改正前の浜松市農業集落排水事業分担金徴収条例（以下「旧分担金条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為は、同条の規定による改正後の浜松市農業集落排水事業分担金徴収条例（以下「新分担金条例」という。）の相当規定により管理者がした処分その他の行為とみなすものです。
- 6 この条例の施行の際現に旧分担金条例の規定により市長に対してされている届出そ

の他の行為は、新分担金条例の相当規定により管理者に対してされた届出その他の行為とみなすものです。

浜松市博物館条例等の一部改正について

(提案理由)

博物館法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、博物館の設置及び事業に係る規定並びに美術館の設置に係る規定について所要の整備を行うほか、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 浜松市博物館条例

(1) 博物館の設置に係る規定の整備（第 1 条）

法の一部改正に伴い、博物館の設置根拠となる規定が削られるため、他の公の施設の例規に倣い規定を修正するものです。

(2) 博物館の事業に係る規定の整備（第 3 条）

ア 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化、博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を追加するものです。

イ 他の博物館との連携について、改正法第 3 条第 2 項の規定で対応することとし、条例から規定を削除するものです。

(3) 引用条項等の変更（第 17 条、第 18 条）

ア 条例第 3 条の整備に伴い、指定管理者が行う業務に係る規定の引用条項等を改めるものです。

イ 法の一部改正に伴い、法の博物館協議会に係る規定の条項等に変更が生じるため、条例中の法の引用条項等を改めるものです。

2 浜松市美術館条例

(1) 美術館の設置に係る規定の整備（第 1 条）

法の一部改正に伴い、美術館の設置根拠となる規定が削られるため、他の公の施設の例規に倣い規定を修正するものです。

(2) 引用条項等の変更（第 18 条）

法の一部改正に伴い、法の博物館協議会に係る規定の条項等に変更が生じるため、条例中の法の引用条項等を改めるものです。

3 その他

浜松市旅館業法施行条例について、法の一部改正に伴い、法の博物館に相当する施設に係る規定の条項等に変更が生じるため、条例中の法の引用条項等を改めるもの



です。

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。



浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）の制定により、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールは法で規定することとしたうえで、条例で定めることが法律上必要な事項及び条例で定めることが法律上許容される事項など、法の委任事項等について規定を整備するため、条例を制定するものです。

(主な制定内容)

- 1 開示決定等の期限（第 2 条）  
保有個人情報の開示請求に係る開示決定等の期限について規定するものです。
- 2 費用負担（第 3 条）  
保有個人情報の開示請求に係る手数料及び写しの交付に要する費用負担について規定するものです。
- 3 審査請求があった場合の手続（第 4 条）  
審査請求があった場合の手続について規定するものです。
- 4 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第 5 条）  
行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について規定するものです。
- 5 諮問（第 6 条）  
浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問できる事項について規定するものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 浜松市個人情報保護条例を廃止するものです。
- 3 浜松市個人情報保護条例が廃止される前に生じた事項は、なお従前の例によるものです。
- 4 浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例について引用条文等の修正など所要の改正を行うものです。

浜松市放課後児童健全育成事業手数料徴収条例の制定について

(提案理由)

令和 6 年度から、市が開設する放課後児童会の保護者負担金を統一し、市が実施する放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者から同一の手数料を徴収するため、条例を制定するものです。

(制定内容の主なもの)

1 手数料 (第 2 条)

市が実施する放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者は、手数料を納めなければならないとするものです。

※保護者 (児童福祉法第 6 条)

親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者

2 手数料の額 (第 3 条)

区分	利用期間	児童 1 人あたりの手数料の額
基本料	8月以外の月	月額 8,000円
	8月	月額 10,000円
土曜日に利用する場合	通年	上記の月額に 1 回当たりの利用につき 700円を加算した額

※基本料は土曜日を除く開設日に利用する場合に対する手数料です。

※おやつ代や保険料など別途実費を徴収します。

3 減免 (第 6 条)

市長は、経済的な理由により手数料を納めることが困難であると認めるときは、手数料を減免することができるとするものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 63 号議案の説明資料)

税務総務課

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定に基づき、静岡地方税滞納整理機構規約（平成 20 年総行市第 1 号）を変更することを関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第 291 条の 11 の規定により議決を求めらるるものです。

(改正内容)

静岡地方税滞納整理機構規約中、広域連合の事務所の位置について、「静岡市」を「藤枝市」に改めるものです。

(施行期日)

この規約は、令和 5 年 10 月 1 日から施行するものです。



包括外部監査契約締結について

(提案理由)

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を持つ外部の専門家による包括外部監査を実施するにあたり、契約の相手方及び契約金額など包括外部監査契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和5年4月1日（終期は令和6年3月31日）
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
  - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
  - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
  - (1) 住 所 静岡県浜松市中区板屋町104番地の1
  - (2) 氏 名 内山 昌美
  - (3) 資 格 公認会計士（日本公認会計士協会東海会 静岡県会所属）
  - (4) 所 属 事 務 所 内山公認会計士事務所
  - (5) 事務所の所在地 静岡県浜松市